

認定産業標準作成機関（認定機関）について

- 認定機関は、産業標準の案の作成に関する知識及び能力を有する者として主務大臣が認定。
- 認定機関からの申出は、日本産業標準調査会（JISC）での審議が不要なため、迅速に制定等を行うことが可能。

